**平成２６年（フ）第５５３９号**
東京都杉並区梅里２丁目25―13―1412
債務者　井口　光洋
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森嶋　裕子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５５５６号**
東京都豊島区南長崎４丁目41―13―402、住民票上の住所埼玉県所沢市大字下安松1170―12　グリーンフォレストＢ―103
債務者　清水　貴仁
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　英治
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５６０５号**
東京都江東区大島２丁目13―２
債務者　新保圭之助
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　泰真
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５６０６号**
東京都江東区大島２丁目13―２
債務者　新保　美香
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　泰真
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５６７４号**
神奈川県横浜市泉区和泉が丘３丁目16―13　グリーンヒル第１―203号室
債務者　小田桐雅美（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　治雄
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５６９１号**
東京都中央区八丁堀２丁目22―12―1003
債務者　竹内志づ香
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜谷　理恵
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５５１０号**
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目８―38　エアリーガーデンW203
債務者　小浦　和男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　徹子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１５号**
福島県西白河郡西郷村大字真船字蒲日向156番地２
債務者　加藤　亜紀
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２６年（フ）第１３９号**
茨城県水戸市東前町1206番地　ポポラ―レＴ１―203号
債務者　樫村　拓馬
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１４１号**
茨城県常陸大宮市三美1005番地
債務者　中崎　絵美（旧姓滝口）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６２号**
茨城県水戸市河和田２丁目６番地の７　コーキマンション102号
債務者　大澤　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６３号**
茨城県水戸市河和田２丁目６番地の７　コーキマンション102号
債務者　大澤　光江
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６５号**
茨城県水戸市杉崎町212番地の13
債務者　矢板　勇気（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６９号**
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤859番地12
債務者　久世　知紀
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第７号**
富山県魚津市吉島899番地２　若林荘105号室
債務者　山形ユキ子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
富山地方裁判所魚津支部